

## 保育園保育料を 改定します

7月分保育料より保育料月額表の一部を改定します。

また、保育算定基礎となる所得税額を平成18年分から平成19年分に変更します。

改定の内容は次のとおりです。

### 改定点

- ・定率減税廃止、所得税税源移譲に伴い所得階層区分の所得税額を変更します。

- ・多子軽減の対象を保育園幼稚園および認定こども園に2人以上同時に入園している場合に加え、就学前児童の兄弟が特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービスを利用する場合に対象を広



## 高浜市保育園保育料月額表

平成20年7月分より適用

階層区分	認定区分	保育料月額 (単位: 円)			2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記(注1)の施設に入所又は利用している場合	
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	就学前児童のうち 1人目が10/10 2人目の児童が5/10 3人目以降の児童が1/10	
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,400 ( 0)	1,600 ( 0)	1,600 ( 0)		
C	市町村民税課税世帯	8,500 (7,500)	6,300 (5,300)	6,300 (5,300)		
D1	10,000円未満	11,300	9,200	9,200		
D2	10,000円以上 19,000円未満	14,200	12,000	12,000		
D3	19,000円以上 50,000円未満	21,200	18,300	16,900		
D4	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	50,000円以上 75,000円未満	29,800	20,800		18,000
D5	75,000円以上 94,000円未満	37,400	21,200	18,200		
D6	94,000円以上 153,000円未満	43,800	21,600	18,600		
D7	153,000円以上 540,000円未満	45,800	22,400	19,400		
D8	540,000円以上	48,800	25,400	22,400		

・ A階層に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後

・ 自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を加えます。  
・ 国税電子申告・納税システム(e

(注1) 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合  
(注2) 母子世帯など、在宅障害児(者)のいる世帯で、B階層またはC階層の場合は、( )の保育料となります。  
(注3) 満18歳未満の児童を3人以上養育及び監護している場合で、満18歳未満の児童のうち順次に数えて3人目以降の3歳未満児の保育料は無料になります。  
(注4) 延長保育を利用する場合は、保育料(月額)2,600円が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。  
(注5) この表のD1~D8階層における「前年分」については、1月から6月までは、「前々年分」と読み替えるものとする。

### 問合せ先

市役所子育て施設グループ  
☎ 52-11111 (内線316)

## 国保税第2期納期限は 6月30日(月)です

国民健康保険税(国保税)は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期内に納めましょう。国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。申込用紙は、金融機関が市役所の市民窓口グループにあります。通帳に使用している印鑑と口座番号のわかるものをお持ちになって手続きをください。なお、口座振替をご利用の方は、残高を確認してください。

### 問合せ先

市役所市民窓口グループ  
☎ 52-11111 (内線216・261)